

平成 20 年 5 月 1 日から戸籍の窓口での 法律上のルールが変わります。

「戸籍法の一部を改正する法律」が平成 20 年 5 月 1 日から施行される予定です。改正点は大きく分けて、以下の 2 点です。

1. 戸籍の届出の際の本人確認の義務化

戸籍は、国民の身分関係が記載されている大切な帳簿ですから、常に正しい内容である必要があります。ところが、最近、他人が勝手に嘘の届出をして、戸籍に虚偽の記載がされるという事件が起きています。これを防ぐため、届出の際の本人確認を法律で定めることになりました。



2. 戸籍の証明書を取得する際の審査の厳格化

戸籍の証明書には、結婚や離婚などの個人情報に記載されていますから、他人に不正に取得されないようにする必要があります。ところが戸籍の証明書についても、最近、不正に他人の戸籍の証明書を取得する事件が発生しています。これを防ぐため、証明書発行の際の審査を厳しく行うことになりました。

■ 住民の皆さまへのお願い ■



戸籍の届出をするとき

●窓口に来られた方の本人確認を行います。

運転免許証、写真付住民基本台帳カード、パスポートなど（お持ちでない場合は健康保険証、社員証、学生証など 2 枚以上）の本人確認書類を持参ください。窓口で本人確認が出来なかった場合、戸籍の届出が受理されたことを書類にて通知します。

●窓口で本人確認が出来ない時は届出を受理しないようにする「不受理申出」を事前に申し込むこともできます。

●不受理申出とその取下げは本人が市町村窓口で行っていただく必要があります、その際には本人確認が必要です。

戸籍の証明書を取得するとき

●窓口に来られた方の本人確認を行います。

運転免許証、写真付住民基本台帳カード、パスポートなど（お持ちでない場合は健康保険証、社員証、学生証など 2 枚以上）の本人確認書類を持参ください。代理人については委任状などの書面により代理権限の確認も行います。

●戸籍に記載されている人、その配偶者、直系の親族以外の人が証明書を取得するときは正当な理由の明示が必要です。

●郵送で取り寄せるときは本人確認書類の写しを同封し、返送先は現住所宛てになります。

偽り、その他の不正な手段によって戸籍証明書の交付を受けた者は刑罰(30 万円以下の罰金)が科せられます。

益城町では個人情報保護の観点から平成 17 年 8 月より窓口にて本人確認を実施しておりました。

引き続き、住民票・税務証明書・印鑑証明等の発行の際にも本人確認は行いますので、よろしくお願いします。

問い合わせ先 役場住民生活課住民係 ☎ 2 8 6 - 3 1 1 1 内線 1 1 1 ~ 1 1 3